



今週のプログラム

(2015年2月19日 第780回例会)

国際奉仕フォーラム

担当 山本友亮 国際奉仕委員長

次週のプログラム

(2015年2月26日 第781回例会)

卓話：「還暦前の重大決心」

担当 水本 徹 会員

第779回例会(2015年2月12日)の記録

<ロータリーソング>

全会員

♪ それでこそロータリー♪

<本日のビジター>

朝倉通憲様 高槻RC 地区職業奉仕委員会委員

西川正一様 大阪淀川RC

<会長の時間>

高尾会長

大阪マラソン組織委員会は2月10日、第5回大阪マラソン(10月25日)の概要を発表しました。

参加申し込みは4月6日～5月8日、インターネットで受け付けられます。

定員は2000人増えて32000人となり、新たに「市民アスリート枠」と「連続落選者枠」が設けられます。定員はフルマラソンが2000人増えて3万人、チャレンジラン(8.8km)は2000人です。定員を超えた場合は抽選があります。市民アスリート枠はフルマラソンのうち1000人について、先行して先着順で受け付けがあります。

日本陸上競技連盟などの公認レースで、40才男性は3時間15分など、年代・男女別に設定された基準以内の記録(グロスタイム)を持つ人が対象となります。連続落選者枠(1000人)は、今回のフルマラソン申し込み者のうち、第3、第4回に続けて落選した人に絞って優先的に抽選されます。コースはこれまでと同じで、大阪城公園前をスタートし

大阪南港のインテックス大阪でゴールとなります。参加料は個人1万800円などです。

社会的な課題に取り組む14団体にチャリティー募金として一人2口(1000円)以上を寄付します。

7万円以上の寄付を集めて出場するチャリティーランナーは先着350人で、4月6日～7月31日に募集受け付けがあります。申し込みはいずれも公式ホームページからです。

以前にお話をしたと思いますが、2015年2月14日(土)にロータリーフェスティバル成功への集いが開催されます。5月5日のロータリーフェスティバルの意義、内容をより深く理解頂く場として開催されます。プログラム内容として、開会挨拶ではRFへの思いとRFの目指すもの、フォーラム「共に考えようRF成功の鍵」があります。

RFの目的は、地区内全てのロータリアンの皆様の自信と誇りを高め、各クラブの活力の増大、公共イメージの向上、会員増強を目指すものです。そして、各クラブの積極的な協力と参加を促し、地区ロータリーダーのモデルとなるRFの成功を目指しています。

<ピアノ演奏>

近藤美里さん

1 My Funny Valentine

2 薔薇のタンゴ 3 You Go Your Way

<幹事報告> 木下幹事

2014～2015 ニコニコキャンプの報告書が届いています。事務局で閲覧できます。

<出席報告> 山下出席担当

会員数 23名(内出席免除会員4名)

本日の出席者 14名(内出席免除会員1名)

本日の出席率 70%

前々回1月29日の修正出席率 85.71%

1月のホームクラブ出席率 84.33%

1月の平均出席率 89.16%

<SAA報告> 相原SAA補助

※スマイル・ボックス

コメントなし；西本会員

※米山奨学会寄付

藤田会員；高槻ロータークラブ朝倉様ようこそ！！

水島会員；朝倉様 ようこそおいで下さいました。

松田会員；卓話よろしく！！

コメントなし；西本会員、山下会員、高尾会長

※ロータリー財団寄付

藤田会員；寒さつづきます。

コメントなし；山下会員、相原会員、高尾会長

※ラオス基金

藤田会員；来週はゴルフが2日続きます。

コメントなし；山下会員、岸上会員、高尾会員

※メイプル基金

高尾会長；朝倉様ようこそ

小山会員；松田会員面白そうなタイトルで卓話楽しみです。

藤田会員；松田会員卓話楽しみです。

水島会員；松田会員卓話楽しみです。どんなかな

コメントなし；岸上会員、西本会員、山本（友）会員、山下会員、山田会員

<卓話>

松田親男会員

いつか来る恍惚

私も今年で64歳、高齢者の仲間入りもそう遠くはありません。家族や友人がご存じの松田親男が、肉体的にも、精神的にも松田親男でなくなったら、私はもうそれ以上、無理矢理生かされたくはないと思っています。でも、突然松田親男が松田親男でなくなるのではなく、徐々に人格が亡くなっていくのが普通です。現実には松田親男が松田親男でなくなる日に備え、法律がどんな制度を設けて

いるのか、今日は成年後見制度のお話です。

成年後見制度は、法定成年後見（後見、保佐、補助）と任意後見（任意後見制度、財産管理委任契約）に分かれます。これらとは別に財産管理委任契約と言うものもあります。

法定成年後見は判断能力が減退又は失った後に行う申立、任意後見は判断能力を失う前に将来に備えて公正証書を作って財産管理を委託する契約です。財産管理委任契約は、私的な財産管理契約で、裁判所の管理は及びません。死後も拘束力を有する一種の委任契約です。

事理を弁別する能力の程度に応じて後見人、保佐、補助に区別されます。

申立をすることができる人は、いずれも本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長などです。後見人の仕事は財産管理（代理を含む）と身上看護、保佐人、補助人の仕事は、財産の管理と代理行為が中心となります。

後見人は本人の財産に関するすべての法律行為を本人に代わって行うことができ、成年後見人は、本人が自ら行った法律行為を取り消すことができます。但しスーパーで買い物をする等、日常行為に関するものは取り消しできません。

保佐人に対して当事者が申し立てた特定の法律行為について代理権を与えることができます。また、保佐人は同意を得ないで本人が行った重要な法律行為に関して、取り消すことができます。重要な行為とは、債務を負担したり、債権の弁済を受けたり、相続放棄や遺産分割をする等の行為です

補助人には、申し立てた特定の法律行為について、代理権または同意権（取消権）を与えることができます。補助人は同意のない本人の行為を取り消すことができます。

成年後見登記制度は、法定後見制度と任意後見制度を利用した場合に行われる登記のことです。

最近、成年後見人が本人の財産を食物にする例も見受けられます。このようなおそれのある場合、裁判所は後見監督人を選任したり、後見制度支援信託を利用することが多く行われています。

*各種の制度をわかりやすく解説いただきました。

(担当：松田)